

熊本県公立学校善行児童生徒表彰規則の改正について

このことについて、別紙のとおり改正することとする。

（提案理由）

当該規則の名称について、より親しみやすく、また、表彰する児童生徒の姿がより伝わるものとし、変更する必要があるため。

教育委員会規則の改正については、熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により、教育委員会に付議する必要があるため。

参考

熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成 20 年熊本県教育委員会規則第 5 号）

（委任）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（ 2 ）教育委員会規則及び教育委員会の定める規定の制定又は改廃に関すること。

規則案の概要

1 規則の名称

熊本県公立学校善行児童生徒表彰規則の一部を改正する規則

2 制定の必要性

当該規則の題名について、県民や教育関係者及び児童生徒にとって、より親しみやすく、また、表彰する児童生徒の姿がより伝わりやすいものとするため。

3 内容

- (1) この規則の題名を「くまもとの笑顔・未来を創る児童生徒表彰規則」に改める。
- (2) 題名の変更と併せて条文中の文言を整理する。(第1条、第2条、第4条関係)
- (3) この規則は、公布の日から施行する。

熊本県教育委員会規則 号

熊本県公立学校善行児童生徒表彰規則の一部を改正する規則

熊本県公立学校善行児童生徒表彰規則（昭和45年熊本県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

くまもとの笑顔・未来を創る児童生徒表彰規則

第1条中「熊本県公立学校の善行児童生徒」を「くまもとの笑顔・未来を創る児童生徒」に改める。

第2条中「熊本県教育委員会は、」の次に「熊本県公立学校の」を加え、「うえ」を「上」に、「行なう」を「行う」に改める。

第4条中「行なう」を「行う」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県公立学校善行児童生徒表彰規則(昭和 45 年熊本県教育委員会規則第 12 号)新旧対照表

旧	新
<p><u>熊本県公立学校善行児童生徒表彰規則</u></p> <p>(趣旨) 第1条 この規則は、<u>熊本県公立学校の善行児童生徒の表彰</u>に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(表彰) 第2条 熊本県教育委員会は、<u> </u>児童又は生徒で次の各号の一に該当するものについて、<u>審査のうえ、表彰を行なう</u>ものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(表彰の時期) 第4条 表彰は、<u>毎年年度末に行なう</u>。ただし、第2条第2号の表彰については、必要により随時に行なうことができる。</p>	<p><u>くまもとの笑顔・未来を創る児童生徒表彰規則</u></p> <p>(趣旨) 第1条 この規則は、<u>くまもとの笑顔・未来を創る児童生徒の表彰</u>に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(表彰) 第2条 熊本県教育委員会は、<u>熊本県公立学校の児童又は生徒</u>で次の各号の一に該当するものについて、<u>審査の上、表彰を行う</u>ものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(表彰の時期) 第4条 表彰は、<u>毎年年度末に行う</u>。ただし、第2条第2号の表彰については、必要により随時に行うことができる。</p>